

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか	条例の具体的テーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)											独自・個別の法令対応等 PI												
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加のまちづくり	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む		前文	教育	仕組み作り	その他	条例外							
1 魅力ある小平	①誇りのある小平 (プライド)	小平に魅力を感じて来る市民を増やす。 (2回)	この10年で約1万人増の予測(市総合計画)。(2回) どのような市民に来てもらいたいのかを考えて対策を立てる。それには、現市民が魅力を感じるもの必要。(2回)	1 1 小平の味を見つけて増す。(2回)	○				●																			
				2 2 小平のイメージカラーを持つ。(1回)	○				●																			
				3 次世代が誇りがもてる小平を記述する。(4回)	○																							
	②住み続けられるまち	老いても住み続けられるまち。(1回)	小平は住み易いまち。(1回)	4 3 住み続けたいと思える条件を備える。(1回)		○				●																		
				5 福祉や環境を強く位置づける必要がある。(4回)	◎	◎																						

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的テーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)											独自・個別の法令対応等 PI					
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加の仕組み	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む		前文	教育	仕組み作り	その他	条例外
2 都市計画	①緑	緑の多い住宅都市。(1回)	魅力のない緑、問題の緑がある。交通標識や安全施設、歩道を覆う緑。(2回)	6 4 魅力のない緑をどのようにするか。(2・4回)	●														△		
			小平はまだまた緑が多いが、それが急速になくなりつつある。(1回)	7 5 緑を守るコミュニティづくり。(1回)	●				○			●		●						△	
			用水周辺の魅力ある緑も、最近管理が行き届かず、緑も用水もあれ始めている。(2回)	8 6 緑を守る、残す、創る取組み。(1回)	●				●			●		●		●					◎
				9 緑について、一般的に「まちづくり条例」の中で記述はあるが、自治基本条例になじむか。(4回)	◎	◎							◎		◎						
	②水	水のある暮らし。(2回)	小平の魅力は2つの用水があること。他にない魅力。(2回)	11 7 小平は用水が生まれたまち。このことを基本に、水を生活の中に組み入れたまちを考える。(2回)	○																
				12 環境用水は小平の宝であり、市民の環境権としても重要で、位置づける。小平市には用水の条例内容をチェックし、みんなの意図が含まれている条例かを見て、対策を立てる。(4回)	◎	◎							◎		◎						
	③コンパクト都市	便利で、生活圏で暮らせるまち。(1回)	住んでみると、小平はコンパクトで生活し易い。(2回)	13 8 歩いて(自転車)で生活できる、生活圏で暮らせるまちを目指す。	○				●	●											
			小平は公共交通が不便で、公共施設等の利用がしにくい。(1回)	14 9 買い物に便利、いろいろな公共施設にアクセスがよいまち。(1回)	○				●	●											
				15 市内には7つの駅があり、駅周辺にはちょうど同じような近隣商店街などもある。この駅勢圏を活かしてコンパクトで住み易い駅を造るための都市計画を考える。(4回)	◎					◎				◎		◎					
	④都市計画等の制度	高い建物の少ない見通しの良いまち。(1回)	建て替え等で、最近の住宅は敷地規模が小さくなり、密集住宅地に変わり始めている地区もある。(1回)	16 10 小平のよさの比較的ゆったりとした低層住宅の特徴をまもる。(2回)	◎	◎			●	●											
中高層マンションが増え、他の町と同じになってきた。(1回)			17 11 建築規制、土地取引規制等、独自のルールづくりが必要だ。(2回)					●	●	◎		●						◎			
市の都市計画用途地域規制の仕方が高い建物の建設を許している。(2回)			18 12 土地所有者の私権の問題をどう扱うか、私権の制限可能か(2回)	◎	◎			●	●	●		●									
市の都市計画用途地域規制の仕方が高い建物や過密住宅地などを許している。(2回)		19 13 今の都市計画を見直し、規制が必要。(2回)	◎	◎			●	◎	●		●										
	二一ズに合った都市施設(2回)	公園など国の法規制によって本当に利用するには不便。(2回)	20 14 他条例、まちづくりと国の制度との折り合いをどうするか。(3回)	◎	●			◎	◎			●						◎			
			21 手軽に行政発行書類がどこでも取れるなど。(4回)						○												
	広域的な交通体系等の都市の基本的な施設や環境の確立。(1回)	欠落している広域行政。(1回)	22 15 小平という狭い行政範囲の中だけで考えず、広域行政も視野に入れて考える。(1回)					●	○	●		●									
		市民が魅力を感じるまちづくりが保証されている。(4回)	23 自治基本条例で都市計画について何が書けるか。個別規制は自治基本条例にはそぐわない可能性がある。開発等のまちづくりのプロセス段階で市民や地域の意向を反映する方法しかないのか。また、開発指導要綱等の個別の制度との整合性をどのように担保するかは今後の検討課題とする。(4回)		◎			◎	◎				◎		◎						

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的なテーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)											独自・個別の法令対応等 PI				
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加の仕組み	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む		前文	教育	仕組み作り	その他
3	①安全・安心	安全で安心な住みよい小平をつくる。(1回)	住居表示が地番になっているところはまだあり、住民に判りにくい。そのため災害などのとき、対応が難しい。(2回)																	
		障害者が外出し易いまち(2回)		24 16 安心して歩けるまち。障害物の少ないまち。(1回)	○	●			●	●	●									
	②景観・環境	美しいまち。ごみがない。(1回)	自治会がごみの集積所などについて、自治会がないところもあり、個人個人が独自にごみの集積所を利用している。(2回) 集積所の決め方も住民任せになっている。(2回) ごみの出し方など、日常生活のルールがない。(2回)	25 17 生活の基本的なルールをみんなで作る、認識する。(2回)		●			●	◎	◎	●								
		歴史文化と結びついた景観保全。(2回)	緑と水、江戸からの歴史的な景観がまだ残る。(2回)	26 18 小平の景観づくりなどをするため、小平のことをみんなで知ることが必要。(2回)			●		●	●	●	●	○	●						
	③農業・農地	小規模農地を残す。(3回)	相続税問題で農地が減る。(3回) 小平の農業、自給・自足。(3回)	27 19 税制の問題を改善しないとだめ。(2回) 28 20 朝市など、生産者と消費者の総合的なつながりが必要。(3回)		●	●	●	●	●	●								○	
4	①活気	活気があって若い層がイキイキ暮らせるまち。(1回)	団塊の世代の退職者層が今後増える。(2回)	29 21 子どもや若者と中高年が元気な仕組みが違う。この仕組みを考える。(2回)					●	●	●	●	●					○		
		お年寄りが元気で暮らせる、元気の出るまちにしたい。(2回)	市は今後高齢化が進む。(1回)							●	◎	◎	●							
		音楽のあるまち。(1回)								●	●	●	●	●						
		新しい町内会、NPOの活躍するまち。(1回)								●	●	●	●	●						
		コミュニティビジネスが生まれ、育ち、活発なまち。(1回)									●	●	●	●						
	②世代交流や思いやり	助け合いの出来る、思いやりのあるまち。(1回)	昔、小平のイベントでは多くの人々が参加し、企画・運営を行った。今は薄れている。(2回)	30 22 小平には大学が多い。学生が地域に入り込める仕組みを考える。(2回)		●			○	●	●	●	●	●						
		三世代が交流するまち。(1回)		31 23 世代を超えて対話出来る。(1回)					●	○	●	●	●	●						
		③子ども・教育問題	子どもの権利を守るまち(いじめなどのない小平)。(3回)	小平のもいじめがある。(3回)先生・教育委員会でも対応が難しい。(3回)	32 24 あらゆることに問題意識が持てる人、子どもを育てる。(1回)	◎	◎	●	●	●	◎	◎	●	●	●					
				周りの人がうるさいなど、子どもが遊んでいるのを受け入れない。(2回)	33 25 遊ぶのは子どもの権利として受け入れる。(2回)		○		●	●			●	●						
				大人の考えた、型どおりの対策では上手くいかない。(3回)	34 26 子どもの自主性を尊重し、自浄力を高め、いじめ対応や公園利用などのルールづくりなどが出来ないか。(3回) 35 教育委員会の責務として子どもの権利を入れる。(4回)	◎	◎		●	◎	◎	◎			◎	◎				
		36 教育や学校に対する子どもオンブズマン制度の導入。(4回)		◎	◎						◎	◎								
	小平の未来を作る教育。(1回)	子どもに過保護な社会である現状をどうするか。(3回)	37 27 新教育基本法ではない小平独自の教育システムの構築。(1回) 38 小学生のころから、自分の周りのまちについて学習し、考える訓練をする教育の導入を検討する。(4回) 39 教育委員会を行政機関に中に位置づけ、教育委員会の市民参加もその中で述べる。(4回)					●	○	●	●	●	●	●						

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的テーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)										独自・個別の法令対応等					
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加の仕組み	行政運営	コミュニケーション	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権		次世代を育む	前文	教育	仕組み作り	その他
5 市政運営	①判り易さ	市民にかわがりやすい市政運営。(1回)	透明性、行政や議会などを含めて何がやられているのか判らない。(1回)																	
			市政運営のプロセスが市民に判りにくいので、適切な意見がにくい。(3回)	40 小平市の市政運営について適切な時期に適切な情報公開をする。情報提供と情報公開を分けて適切に行う。(4回)	◎															
			小平市は政策調査費など議会の情報公開が遅れている。(4回)	41 議会の情報公開を適切にする。(4回)	◎															
	②行政計画及び政策策定過程	シンクタンクによる立案型を脱し、市民立案型にする。(3回)	計画されてもなかなか実現しない。(3回)	43 29 計画段階から市民の参加が必要。(3回)																
			行政計画で実現性が担保されていない。(3回)	44 30 市民と行政の問題意識を共有する場が必要。(3回)																
			計画で市民参加が形式的にやられているが、実質的なものは少ない。(3回)	45 31 あらゆる計画に市民参加を。(3回)																
				46 32 広く市民に適切に意見を聞くPIの仕組みが大切。(3回)																◎
	③自治体経営・財政運営の	やりくり上手な市政。(第1回)	約600億の地方自治体の財政負担。小平でも、経常経費比率93%で、使う場所が決まっている状態。新たに投資的に使える経費は7%と少な	48 34 財政運営を市民に「見える化」する。(3回)																
		市民ニーズに応えた財政運営。(3回)	小平は基本的には財政の基礎力がある自治体。(2回)	49 35 地域の予算要望を集めて予算編成するなど(例習志野市)、予算編成に市民が参加できるようにする。(3回)																
			国・都などの財政への条件ががんじがらめで、財政に対する自治権が弱い。(3回)	50 36 アウトソーシングなど、事業を見直すときに市民の知恵を活かせないか。(3回)																
		公共施設が老朽化していて、今後、修復等の財政負担が大きくなる、公共施設の活用を見直したほうが良い。(3回)																		
		財政状況は厳しいが事業のリストラチャリングの仕組みが見えないので、新規投資は難しくなるだろう。(3回)	51 37 政策評価が市民で出来ないか。(3回)																	
	小平市行政がPDCAが明確できていない。PDCAが効果的に実質的に回るように強制力のある条件をつけないと、行政運営は良くならない。財政再建、都市計画・長期計画、補修費等。(1回)	52 38 PDCAのサイクルを活かす仕組みが必要。(3回)																		
	財政を考えて市政に発言する市民が少ない。(3回)	53 39 なんでも市民だけでは出来ないなので、有識者や研究者、市民活動課などを組織して考える。(3回)																		

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的テーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)											独自・個別の法令対応等 PI												
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加の仕組み	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む		前文	教育	仕組み作り	その他	条例外							
6 市民意見の反映	①市民の要望や意見把握と対応	市民ニーズにスムーズに対応する市政の実現。(第1回)	誰かが反対すると、行政として対応がとまってしまう。(2回)	54 40 市民のニーズにスムーズに対応するため、行政のスピード化。(1回)						○	●																	
			個人が窓口に向かいクレームを云うと処理が早い、自治会などで意見・要望を出すと対応が遅い。(2回)	55 41 問いかけ(聞きたいことなど)を明確にした意見聴取の場の設定				◎	●	●	◎																	
			何を市民に求めているのかわかりにくく、意見の出しようがない。(2回)	56 42 病院の総合診療窓口のような、総合窓口制度の検討。(3回)								●	○	●		●												
			広報のやり方が問題、HPなどを行っていても市民は見ない。(2回)	57 43 パブリックコメントなど市民に意見把握の実効性が上がるように記述を入れる。(4回)				◎	◎																			
	②市民参加	市民意見が反映できる市政。(3回)	投票率が低い。市民の市政に関する関心が薄い。(1回)	58 43 休日議会の開催など、多くの市民が自治に参加しやすい市政。(1回)						●	◎	◎	◎	●	●		●											
			市の参加の手続きは民主的になっている。(3回)市民の姿勢に問題があるのではないか。(3回)	59 44 自治意識、参加意識の人を育てる。(3回)						●		●	○			●												
			市民参加が一時的、単発的である。(3回)	60 45 参加したら系統的に継続的に議論できるようにし、数回の意見収集で終わりとしない。(3回)						●		○		●	●		●											
			市民参加形態として協働を簡単に言うが、一般的に協働といわれるもので、本当の市民参加になっていないように思える。(3回)	61 46 協働の概念があいまいに使われているので問題である。(3回)				○	●		●	●	●			●												
				62 47 白紙の段階からの市民参加が重要。(4回)										◎	◎													
				誰もが云いたいことが自由に言える、強制されない市政。(1回)	63 47 中高生が市政に参加できる。(1回)	64 48 まちづくりに市民が参加するためのハンドブックみたいなものが必要なのではないか(岩手県の景観ハンドブック作りの例)。(3回)					●	●	●	●	●	●	●	●		●								
③審議会・委員会	市民の意見やニーズが適切に反映された審議内容にする。(3回)	次世代の意見が判らない、反映されない。市民意見の反映ルートが見えない。(3回)	65 49 地域などでいろいろ活動している人・団体があるがその力を結集すること。						●	●	●	◎	◎	●	●													
		NPOの参加を呼びかけるが、NPOにもいろいろ有り、単純ではない。(3回)	66 50 市民の意見を反映するための、より適切な参加や委員選出などの方法があるはず。(3回)						●	●	◎	◎	●															
7 人・組織	①人づくり	人・組織を育てる、つくる。(第2回)	小平には特色のある大学が多くある。大学図書館との連携、大学などのオープン化を働きかける(学心の里)。(1回)	67 51 図書館の充実。(1回)						◎		●	●	◎		●												
			小平は大学多い、学生多い。学園都市のメリットを活かす。(2回)	68 52 市政や市民ニーズを実現するために、勉強ができる場が必要。(2回)						◎		●	●	◎	◎		●											
			大学は、今変わりつつある、持てるものを地域に還元することを考えている。(2回)	69 53 考える人を作る仕組みをもつ。(3回)							◎		●	●	◎	◎		●										
				70 54 市民は地域や自治などについて学ぶ権利があり、明記する。(4回)						◎	◎				◎													
				71 55 市民は、権利と言っても学ばない。自分が住んでいるまちを良くするために、市民は、地域や自治などについて学ぶ責務がある。(5回)						◎	◎				◎													
②市民活動	市民活動の活発で、連携・支援できている。(第1回)	ボランティア・地域活動の情報少なく、ボランティアをやりたいと思っても、最初の取っかかりがつかめないでいる。(2回)	73 54 市民活動の活性化、連携・支援。(1回)						●		●	●	◎	●		●												
		いろいろなどところで、地域活動等の種や芽は出ている。これをどのように大木にするかが鍵。(2回)	74 55 協働の推進。(1回)								●	◎	●	◎	◎													
		市民が一体となって参加する場が少ない。(2回)	75 56 市民運動のネットワーク化が拠点の場で出来る必要がある。(3回)								●		●		○		●											
③コミュニティ	コミュニティの形成。仲よし、コミュニケーション、あいさつが出来ること。(第1回)	マンション住民とのコミュニケーションが持ちにくい。(2回)	76 57 身の回りで問題があったとき、それを解決するため、地域自治を形成する必要がある。(2回)						●		●	●	◎	◎	●		●											
		マンション住民はそれぞれコミュニケーションをも求めている。(2回)	77 58 日常的に市民が市政やコミュニティなどについて話し合える場があると良い。(2回)						●		●	●	●	●	●													
		コミュニケーションやコミュニティが弱対してトラブルが置き易い。(2回)	78 59 地域づくりのコンセンサスづくりをもちこむ必要がある。(1回)						●		●		○		●													

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的テーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)														独自・個別の法令対応等 PI		
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加のまちづくり	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む	前文	教育	仕組み作り		その他	条例外
①つくり方・PIなど		主体的につくる。(1回)	今回の条例は、市長のマニフェストにあり、上から発議されたもの。市民が主体性を発揮して作らないとだめだ。(1回)	79 60 つくって終わりにしない内容。(1回)	◎				◎	◎	●	◎						●	◎	◎	
		誰のために作るのかを明確にする。(1回)	コンサルタントに頼らない、自から考えてまとめる。今までの報告書や計画書づくりは作って終わりが多い。(1回)	80 61 市民の視点から都市計画などを見直していくことが必要。(2回)		◎					●	◎	●								
		子ども・若者の意見が反映された条例。(3回)	まちづくりに子どもの意見を入れる仕組みを考える。(3回)	81 62 私の意見発表会の活用(中学生を対象に今行っている行事)。(3回)							●	◎	●	●	●			●	●		◎
			子ども(中高生)の声を聴く。(1回)	82 63 総合的な学習だけでなく、個別の授業でも対応が可能なので、4月からの学校が計画を今作っているときに協力を申し込むことが大事。(3回)								●	●	●	●			●	●		○
			小平に子どもや学生が多いという印象が少ない。(2回)	83 64 アンケートなど、中学生の意見を吸い上げる方法を考える。(3回)								●	◎	●	●			●	●		◎
			武美の学生は、他では地域でいろいろな活動していると話は聴く。(3回)	84 65 小平は学生が多いので、学生を条例づくりやまちづくりに引きこむ。(3回)								●	●	●	●			●	●		○
			学生は小平では日常生活の時間を持たないように感じている。(3回)	85 66 条例づくりに学生の参加を促す。(3回)								●	●	●	●			●	●		○
			小平は駅が多いので、駅を利用して学生が参加できる企画ができないか。(3回)	86 67 市民と学生が一体となって進める、国立みたいなことが出来ないか。(3回)								◎	●	●	●			●	●		◎
	8 条例		市民みんなにわかりやすく、使い易い基本条例。(1回)	自治基本条例はニセコ町を参考にしたら。(1回)	87 68 ニセコ町のまちづくり条例のような、一般市民に判り易い行政説明が、小平市のスタンダードになってほしい。(1回)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		
			理念より実用価値のある条例。(1回)		88 69 市民の生活を支えるための基本的な約束事を決めたい(手法をきめる)。(1回)	○						●	●	●	●				●	●	
		小平のウリがある条例。(3回)		89 70 小平の出生数は比較的高いが、少子化対策へのアクションなどを考えるのか。(3回)	○						●	●	●	●					●		
②内容			個別条例と整合されている条例。(4回)	他の条例も含めて、罰則規定がないと、そのため、実効性がうすい。(4回)	90 罰則規定をこの条例に込みこむのは困難な面がある。個別条例の罰則規定の導入と、この条例との関係をどのようにするか。(4回)																○
					91 基本条例の中で個別条例についてどこまで記述できるか検討課題。																
				92 個別条例のどのスタンスをあわすことは考えない。この条例を先に作る必要がある。(4回)																	○
		市民の思いが明記された条例。(4回)	市民お思いが伝わらないのは問題である。(4回)	94 前文をつくり、そこに項目で豹変できないもの、われわれ市民の思いなど記述することが必要。(4回)																○	
③理念・目標等		まちの将来を自治基本条例で決める。(2回)		95 71 地域の自治を目指すことを目標に。(1回)	◎							◎	●				●	●			
				96 72 まずは“市民が主役”の理念。(1回)	○	●						●	●				●	●			
				97 73 自治基本条例の認識は、1)理念、2)理念の具体的制度、3)制度を具体的に動かす体系。(2回)	○							●	●					●	●		
				98 74 理念に子どもを大事にすることを謳う。(3回)	○							●	●					●	●		
				99 75 子どもの権利を明文化。(3回)	○	●						●	●					●	●		

●の合計	3	34	12	8	54	21	72	34	48	12	45	12	7	9	4	4	0	0
◎の合計	16	18	0	1	21	28	6	15	9	4	3	5	0	0	0	0	5	5
○の合計	15	2	0	0	3	8	3	4	3	0	0	1	0	0	0	0	3	6
総合計	34	54	12	9	78	57	81	53	60	16	48	18	7	9	4	4	8	11